平成２４年（フ）第３７５号
上海市宝山区共富路476　富隆苑302室、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字アチ口10番地
債務者　濱田　典幸
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７２号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町23番12号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番21号
債務者　川島　聡明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９６号
山形市下条町３丁目15番19号　メゾン・シャルトル101号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目18番23号　サンライズ佃40Ｄ号室
債務者　仲條　　晃
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８号
静岡県富士宮市黒田111番地の６、前住所静岡県富士宮市小泉2252番地の１
債務者　遠藤さゆり（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０７号
静岡県富士市松岡354番地の１　レオパレスヨツヤ105号
債務者　宇田　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１７０号
北海道寿都郡寿都町字渡島町100番地
債務者　徳差　紀嗣
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９２号
函館市大手町20番18号
債務者　江成　義夫
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６４６号
さいたま市大宮区三橋４丁目317番地４　カルテット三橋201
債務者　池上　貞嘉
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７００号
さいたま市北区吉野町１丁目436番地８
債務者　飯野　千春
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３８号
埼玉県川口市戸塚２丁目23番８号　東川口ガーデン202号室
債務者　武井　哲史
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６４号
さいたま市見沼区大字大谷1812番地　26―103
債務者　一場　尚也
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０５号
埼玉県川口市三ツ和２丁目１番地の２　レジデンス吉田206号
債務者　古賀　良子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１３号
埼玉県川口市元郷６丁目18番６号
債務者　白戸　利子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目２番地10
債務者　土屋　　初
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７５号
埼玉県深谷市上野台2971番地１　クスクスＡ102号
債務者　村松真知子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７６号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1325番地５　野栗第２アパート２号
債務者　森　　雄一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０９号
埼玉県深谷市櫛引96番地１
債務者　安部　紀典
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部